

農地パトロールについて

高千穂町農業委員会では、「地域の農地利用の確認」、「遊休農地の実態把握と発生防止・解消」、「農地の違反転用発生防止・早期発見」を目的に、町内全域の農地を対象に農地パトロールを実施しています。

この調査は、平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行され、「農地利用の適正化」が農業委員会の必須業務となったため、重要な取り組みとなっております。

◆遊休農地とは

- ①過去1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ②周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

【いつ誰が行うの】

8月～11月にかけて実施いたします。

緑色の腕章を着用した地区の農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局職員等が農地を見て回り、耕作状況などを見て、遊休農地になっているかどうか調査いたします。

◆遊休農地と確認したら

その農地の所有者等へ12月末日までに「利用意向調査書」を送付し、今後どのように利用していくか確認いたします。

また、農業振興地域内の遊休農地を対象に固定資産税の課税が強化される場合があります。これは、自ら耕作を再開しない、貸付の意向も表明しないなど、遊休農地を放置している場合に限り、固定資産税の課税が増えることがあります。

◆荒廃農地と確認したら

荒廃農地（再生利用が困難と見込まれる農地）と判断された農地は、非農地判断や農地以外の利用の促進を検討します。非農地判断された場合には、農地の所有者等へ通知書を送付し、登記簿の地目を変更登記するよう促します。

【農地を所有されている方へのお願い】

調査にあたり、農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるだけでなく、有害鳥獣の隠れ場所や火災発生の原因になるなど、近接の農地や周辺住民の生活環境に大きな支障をきたす可能性があります。除草や病害虫駆除等、農地の適正な管理をお願いいたします。

なお、農地の貸付け等を希望される場合は、地区の農業委員や農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までご相談ください。

高千穂農業委員会事務局
(高千穂町役場農林振興課内)
TEL 73-1208 FAX 73-1228

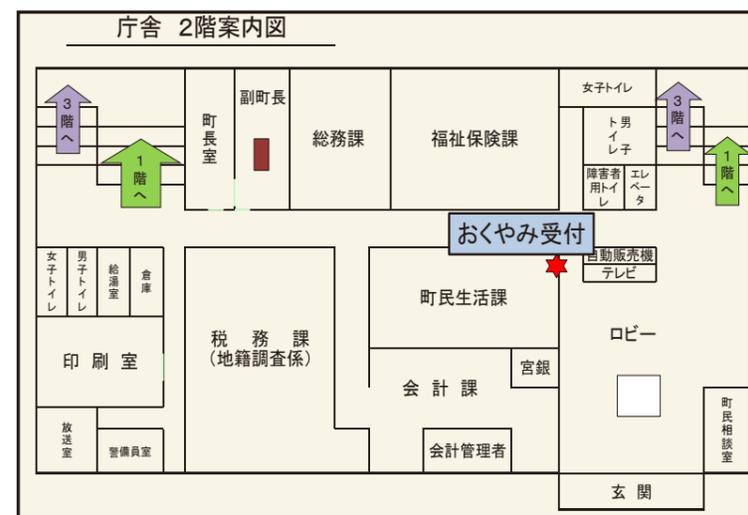
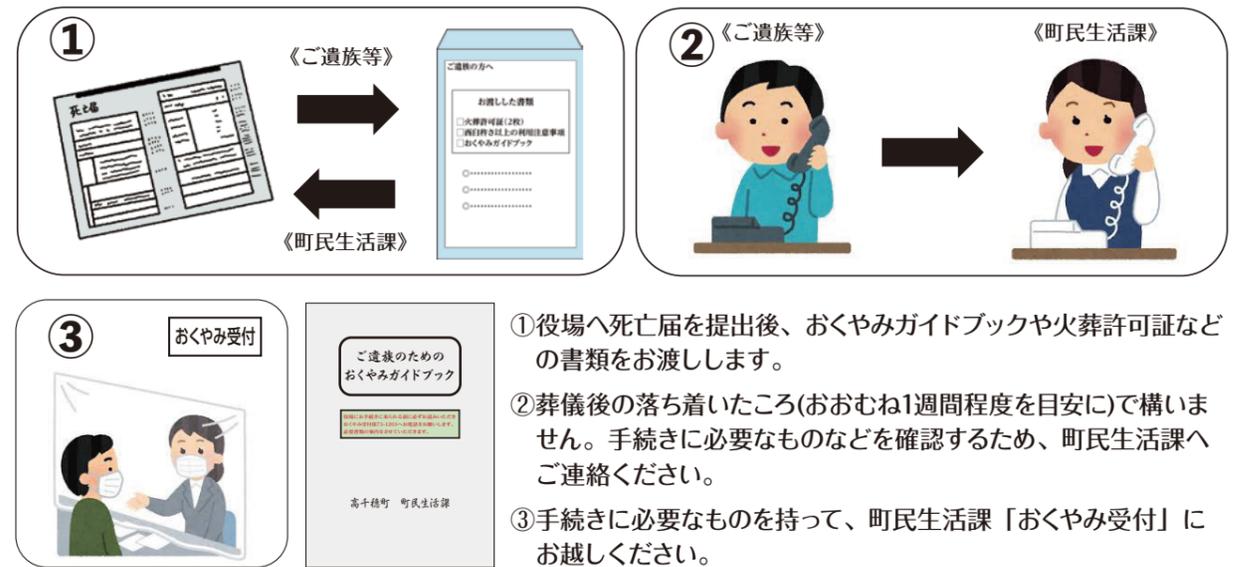
～死亡後のご遺族の手続きが簡素化されました～



身近な方が亡くなられた後の役場での死亡に関するさまざまな手続きを、ワンストップ(1カ所)で行える「おくやみ受付」を本年2月より試行運営しています。

この「おくやみ受付」は大切な人を亡くされたご遺族の負担を少しでも軽減するために設けられたものです。これまではご遺族の方が関係各課に移動し、何度も申請書に記入するご負担がありましたが、申請書をまとめて作成することで(1カ所)ワンストップで簡単にお手続きすることができるようになりました。

お手続きの流れ



※お手続きに漏れないように、持参する物等事前に確認しています。来庁前に必ず町民生活課おくやみ受付までお電話ください。

代理でお手続きをされる場合は、委任状が必要な場合があります。

お問合せ先
町民生活課 おくやみ受付係
☎0982-73-1203

おくやみガイドブックや委任状がダウンロードができます。
https://www.town-takachiho.jp/top/life_scene/okuyami/2912.html